

# 桂坂かえで自治会会則

桂坂かえで自治会

# 桂坂かえで自治会 会則

## 第1章 総 則

### 【名称】

第1条 本自治会の名称は、桂坂かえで自治会（以下「本会」という）と称する。

### 【事務所の所在地】

第2条 本会の事務所を京都市西京区大枝北沓掛町5丁目29番地「かえで会館」内に置く。

### 【目的】

第3条 本会は相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を計り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 【事業】

第4条 本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- (2) 青少年の育成及び体育、文化の振興に関すること。
- (3) 保健衛生等に関すること。
- (4) 防犯、防火防災、交通安全及び公害対策等に関すること。
- (5) 会員の弔事に関すること。
- (6) 集会所の管理運営に関すること。
- (7) 市政及び社会福祉事業の協力に関すること。
- (8) 桂坂学区自治連合会に加入し、共同して地域社会の発展に寄与すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会 員

### 【会員の資格】

第5条 会員の資格は、北沓掛町5丁目及び6丁目地域に入居したときに始まり、転居したときにその資格を失う。

### 【会員の権利と義務】

第6条 会員は本会が主催する全ての催しに参加でき、かつ平等の取り扱いを受けることが出来る。

- 2 会員は本会对し高い認識を持ち、会の運営に協力を惜しまぬものとし私利私欲のために本会を利用してはならない。
- 3 会員は本会所定の会費を納めるとともに、会則並びに機関の決定事項を守らなければならない。

### 第3章 組織と班長、専門委員、役員

#### 【組織】

第7条 本会の運営を円滑にするため、本会の管轄する地域内を次のように分ける。

- (1) 管轄地域を4つの区に分け、それぞれ1区～4区とする。
- (2) 1つの区を5つ～7つの班に分け、番地の若い順に1班～7班とする。
- (3) 各々の区及び班の範囲、番地は別に図示する。

2 前項の区分に従い、それぞれの区には区長及び副区長を、班には班長を置く。

#### 【役員】

第8条 本会に次の役員を置く。尚、役員は区長及び副区長が之を兼任し、各担当役員は重複することもある。

- |                  |     |     |
|------------------|-----|-----|
| (1) 会            | 長   | 1 名 |
| (2) 副            | 会 長 | 若干名 |
| (3) 会            | 計   | 1 名 |
| (4) 庶務 (文化・広報兼任) |     | 若干名 |
| (5) 集会所管理担当      |     | 若干名 |
| (6) 防災、交通・防犯担当   |     | 若干名 |
| (7) 衛生・美化担当      |     | 若干名 |
| (8) 体 育 担 当      |     | 若干名 |
| (9) 子 供 担 当      |     | 若干名 |
| (10) 会 計 監 査     |     | 1 名 |

#### 【相談役】

第9条 本会には必要に応じて相談役を置く事が出来る。

#### 【専門委員及び専門委員会】

第10条 第4条の事業を円滑に運営するため、次の専門委員を置く。尚、専門委員は班長が之を兼任する。

- (1) 文 化 委 員 若干名
- (2) 広 報 委 員 若干名

- (3) 交通委員 若干名
- (4) 防犯委員 若干名
- (5) 衛生委員 若干名
- (6) 美化委員 若干名
- (7) 体育委員 若干名
- (8) 子供会委員 若干名
- (9) 防災委員 若干名

2 前項の専門委員により、次の5つの専門委員会を構成し、各専門委員会は日常業務について協議し之を遂行する。

- (1) 文化広報委員会 若干名
- (2) 交通・防犯・防災委員会 若干名
- (3) 衛生美化委員会 若干名
- (4) 体育委員会 若干名
- (5) 子供委員会 若干名

尚、各専門委員会は、一つの委員の中から委員長を、更に別の委員の中から副委員長を選出する。又、それぞれの委員会には担当役員が加わるものとする。

#### 【役員及び専門委員の選出方法】

第11条 本会の役員及び各専門委員（以下「役員等」という）は次により選出する。

- (1) 班長は各班の合議のもとに選出するが、原則として輪番制とする、但し班長に選出された者が、区長、副区長に選出された場合はこれに代わる班長を選出することが出来る。
- (2) 区長、副区長は当該区の班長の推薦により選出するが、現区長、副区長が推薦することもできる。
- (3) 専門委員は班長が兼任することとし、班長会の承認を得て会長が之を委嘱する。
- (4) 役員は区長及び副区長の中より互選し、総会の承認を得て決定する。

#### 【役員等の任期】

第12条 本会の役員及び班長の任期は、定期総会より次期定期総会までの1年とし再任を妨げない。

- 2 役員等に欠員が生じた場合は、必要に応じ、速やかに補充するものとし補充された当該役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 【役員等の任務】

第13条 役員等の任務は次の通りとする。

- (1) 会 長：本会を代表し、会の業務を統轄すると共に、市政協力委員を兼任する。
- (2) 副 会 長：会長を補佐し、会長が事故あるときは之を代行する。
- (3) 会 計：本会の会計業務を担当し、常に会員数（住戸数）を把握し共同募金、日赤奉仕団を兼任する。
- (4) 庶 務：本会の庶務事項を担当し、会議の議事録等を作成管理する。
- (5) 集会所担当：集会所「かえで会館」を管理し、集会所使用規則に則りその円滑な運用を行う。
- (6) 体育 担当：体育振興会と連携を保ち、合同事業の円滑化をはかる。
- (7) 子供会担当：少年補導委員会と連携を保ち、子供の健全育成のための活動をする。
- (8) 交通 担当：交通安全推進委員会、同婦人部と連携し活動する。
- (9) 防災 担当：自主防災会と連携し活動する。
- (10) 防犯 担当：防犯推進協議会と連携し、地域の安全維持を図る。
- (11) 衛生美化担当：公園愛護会と連携し、地域の衛生美化全般の管理を担当する。
- (12) 会計 監査：本会の会計、事業報告及び財務と備品を監査する。
- (13) 区 長：当該区を代表し、班長の業務を取りまとめる。
- (14) 副 区 長：区長を補佐し、区長に事故あるときは之を代行する。
- (15) 役 員：各種団体の窓口となり、各委員の協力を得て実務を遂行する。
- (16) 班 長：当該班の現状を把握し、入退去があれば速やかに区長に届け出、会費の徴収、及び書類の配布等、各戸宛の連絡業務を行い、それぞれ委員としての担当業務を遂行する。又、担当委員以外に応援を依頼することが出来る。
- (17) 文化 委員：各種文化活動に通じ会員の情操及び文化の向上に寄与する。
- (18) 広報 委員：会報等の発行及び告知放送等を通じ、本会の活動状況を会員に報告、連絡する業務を担当する。
- (19) 交通 委員：会員の交通安全に関する諸業務を担当し、交通安全推進委員会、同婦人会と協力する。
- (20) 防犯 委員：地域の防犯意識の向上と安全維持を担当する。
- (21) 衛生 委員：地域の衛生面全般の管理を担当する。
- (22) 美化 委員：本会管轄区の緑化維持等、美化全般を担当する。
- (23) 体育 委員：会員の健康増進と、より一層の親睦を計るため、体育振興委員会と協力し、スポーツ及び体育振興を担当する。
- (24) 子供会委員：本会与小、中学校地域委員及び少年補導委員と協力し、合同事業の円滑化をはかる。

- (25) 防災 委員：地域の安全維持の為、防犯、防火等防災全般を担当し、自主防災会に協力する。

## 第4章 機 関

### 【総会】

第14条 総会は最高の議決機関であって、年1回定期（4月）に開催する。但し、必要に応じ会長が臨時に之を召集することが出来る。

### 【総会付議事項】

第15条 総会の付議事項は次の通りとする。

- (1) 役員を選出。
- (2) 事業報告及び決算報告。
- (3) 事業計画及び予算。
- (4) 会則の改廃。
- (5) その他本会の運営に関する重要事項。

### 【班長会】

第16条 班長会は総会に次ぐ決議機関であって、総会から次期総会に至る間において緊急を要する重要事項及び総会から付託された事項を総会に代わって審議決定する。尚、班長会は役員と班長で構成する。

- 2 班長会は、役員の2分の1以上または運営委員会の要請があったとき、もしくは役員会及び運営委員会において決定することが適当でない重要事項の発生したとき会長は遅滞なく之を召集する。

### 【運営委員会】

第17条 運営委員会は役員と各専門委員の正副委員長で構成し、役員会又は専門委員会で企画立案された日常業務の具体化について検討し、実行に移す機関として必要に応じ会長が之を召集する。

### 【役員会】

第18条 役員会は役員で構成し、本会の執行機関であって本会の目的に沿って日常業務を企画立案し、之を執行する。

- 2 必要ならば各種団体等の出席を要請できる。
- 3 役員会は会長が召集する。

#### 【専門委員会】

第 19 条 専門委員会は各専門分野における、それぞれの日常業務について協議する。

2 検討事項があれば運営委員会に計り、その議を経て実行する。

#### 【議長】

第 20 条 各会議の議長は、原則として次により選出する。

(1) 総会の議長は、正副議長の 2 名とし、その都度出席役員の中より選出する。

(2) 班長会及び運営委員会の議長は 1 名とし、役員の輪番とする。

(3) 役員会は会長が議長を努める。

#### 【会議の決議】

第 21 条 会議の議決は出席人員の過半数を以って之を行う、尚、可否同数の場合は議長が之を決する。

2 総会で議決権を有する者は、1 住戸（会費納入単位）につき 1 名とする。

## 第 5 章 会 計

#### 【会計の種類及び収入支出】

第 22 条 本会の会計を一般会計と特別会計とに分け、一般会計は会費、臨時会費、寄付金、その他収入を以って之に充て、予算によって運用する。

2 特別会計とは自治会基金（3 万円也）を指し毎年適当な預金をし、その利息は設備資金等にまわす事もありうる。

#### 【会費】

第 23 条 本会の会費は 1 会員（1 住戸）当たり 1 箇月 6 百円也とし、4 月上旬に 4 月～9 月分を、10 月上旬に 10 月～翌年 3 月分を班長が徴収し、区長を通じ会計に納入する。

2 途中入居者について初回は入居翌月分から、それぞれ前項同様まとめて納入する。

3 臨時会費は役員会で必要と認めた時、運営委員会の承認を得て徴収する。

#### 【不返還の原則】

第 24 条 会費、臨時会費等既収の収納金は原則として返還しない。

#### 【弔慰金等】

第 25 条 会員が死亡したときは、弔慰金等を贈るものとする。

2 前項の弔慰金等は、金1万円也及び櫛1対等とする。

#### 【会計年度】

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日を以って終わる。

#### 【会費の保管及び会計帳簿】

第27条 徴収済みの会費は、一部手許金を残し金融機関に預けるものとする。

2 本会の会計を明らかにするため現金出納簿（含支出明細、請求書等）、会費徴収台帳を備え、会計が之を管理する。

#### 【会計監査】

第28条 会計監査は毎年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次の通りとする。

- (1) 収支に関する会計書類。
- (2) 事業報告。
- (3) 什器備品目録。
- (4) その他必要書類。

2 役員会は総会の議を経た決算報告書を、全ての会員に公表しなければならない。

## 第6章 雑 則

#### 【かえで会館使用規則】

第29条 かえで会館使用規則は別に之を定める。

#### 【役員等の引継ぎ】

第30条 毎年所定の引継ぎ用紙に捺印し、責任をもって引き継ぐ。

#### 【その他の委員】

第31条 各種団体（少年補導委員、体育振興委員等々）委員は必要に応じ関係委員会と連携をとり業務遂行に支障を来さないようにする。

#### 【回覧、配布物等】

第32条 各種団体等の委員からの回覧や配布物等は自治会組織を利用できる。

#### 【必要経費】

第33条 役員に対し場合により通信費、交通費等の実費を支給することが出来る。



**【告知放送】**

第 34 条 かえで自治会の範囲に限り遺失物調査等の個人的な放送を容認する。但し自分で放送し、それに対する苦情等は放送者が責任を持つ。

## 第 7 章 付 則

**【効力】**

第 35 条 本会則は昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。

- 2 一部を改訂補足し、平成元年 4 月 9 日より実施する。
- 3 一部を改訂補足し、平成 2 年 4 月 15 日より実施する。
- 4 一部を改訂補足し、平成 4 年 4 月 5 日より実施する。
- 5 一部を改訂補足し、平成 6 年 4 月 3 日より実施する。
- 6 一部を改訂補足し、平成 8 年 4 月 14 日より実施する。
- 7 一部を改訂補足し、平成 10 年 4 月 5 日より実施する。
- 8 一部を改訂補足し、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
- 9 一部を改訂補足し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。
- 10 一部を改訂補足し、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
- 11 一部を改訂補足し、平成 28 年 4 月 3 日より実施する。

---

## 備 忘 録

**【自治会館名義】**

かえで自治会館の所有権はかえで自治会である。したがって一切の使用責任維持管理等はかえで自治会が持つ。尚、土地の登記名義は京都市である。又、固定資産税等の税金は免除されている。

**【複写機】**

かえで自治会館設置のゼロックスは買取である。

**【火災保険】**

かえで自治会の建物、什器備品は火災保険を契約している。

# かえで会館使用規則

## 【総則】

第1条 本集会所は「かえで会館」（以下「会館」という）と称し、桂坂かえで自治会（以下「本会」という）の活動を円滑に遂行し、且つ、会員の親睦を増進する目的のため使用されるものとする。

## 【使用禁止】

第2条 政治、宗教団体及び営利目的の会館使用については之を禁止する。尚、会館の使用に際しては飲食を含め近隣に迷惑を及ぼさないよう留意する。

## 【使用順位等】

第3条 会館の使用順位は次の通りとする。

- (1) 会員の葬儀
- (2) 本会の会合（役員会、班長会、各委員会等）
- (3) 各部会（会員参加の趣味の会、運動クラブ等）
- (4) その他役員会で承認されたもの。

## 【使用時間】

第4条 会館の使用時間は、葬儀の場合を除き、原則として9時～22時迄とする。

## 【使用手続き】

第5条 会館を使用する時は、事前に日時、用途などを所定の用紙に記入し集会所担当役員（以下「管理委員」という）に提出し許可を得るものとする。

## 【使用料金】

第6条 会館の使用料金は次の通りとし光熱費、冷暖房費は徴収しない。

- (1) 会員の葬儀に使用する場合は、1葬儀につき金1万円也とする。
- (2) 第3条(2)、(3)の会合については無料とする。
- (3) 上記以外に付いては、1時間当たり1千円也を徴収する。但し、役員会で定めた会合利用については、当面の間上記に拘らず1回当たり謝礼として1千円を徴収して利用する事ができる。

## 【使用上の注意事項】

第7条 会館の使用に当たっては、次の注意事項を厳守すること。

- (1) 什器備品は本会の財産であり、大切に使用すること。
- (2) 後始末、戸締まり等は使用責任者が責任をもって之を行なう。
- (3) 使用後、責任者は速やかに管理委員に報告し、鍵を返却する。
- (4) 無断で会館を改造等又、釘等をうちつけたりしてはならない。

## 【複写機使用】

第8条 会館のゼロックスはサイズ如何にか関わらず私用は1枚実費で使用出来る。

**【鍵の保管】**

第9条 会館の玄関、和室、事務室、湯沸室の各鍵1ヶ計4ヶは緊急時にそなえ(株)パ  
ルコスペースシステムズに保管依頼する。

**【効力】**

第10条 この規則は、平成元年4月9日より施行する。

- 2 一部を改訂補足し、平成4年4月5日より実施する。
- 3 一部を改訂補足し、平成6年4月3日より実施する。
- 4 一部を改訂補足し、平成8年4月14日より実施する。